

第17回尼崎市議会臨時会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種別	専決処分 報告	予算	条例	計
件数	1	2	2	5

(2) 議案の名称

<専決処分報告>

報告第 2号 専決処分について（令和2年度尼崎市一般会計補正予算（第1号））

<予算>

議案第55号 令和2年度尼崎市一般会計補正予算（第2号）

議案第56号 令和2年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）

<条例>

議案第57号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第58号 尼崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

第17回尼崎市議会臨時会

議案説明資料

<令和2年4月臨時会>

種 別	専決処分報告	番 号	報告第2号	所 管	地域産業課
件 名	専決処分について（令和2年度尼崎市一般会計補正予算（第1号））				
内 容					
1 専決理由	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少等となったテナント事業者向けに賃料を対象とした緊急つなぎ資金の貸付けを行うにあたり、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分したものの。</p>				
2 専決処分日	令和2年4月20日				
3 補正予算の規模	（単位：千円）				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	209,650,000	403,000	210,053,000		
4 歳入歳出補正予算額	（単位：千円）				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰入金	3,000	商工費	403,000	
	諸収入	400,000			
	合 計	403,000	合 計	403,000	
5 補正予算の内容	(1) 歳入歳出予算				
	○ 商工費				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付金関係事業費 403,000千円 新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少等となったテナント事業者向けに賃料を対象とした緊急つなぎ資金の貸付けに伴う補正 				

<令和2年4月臨時会>

種 別	予算	番 号	議案第55号	所 管	各事業所管課
件 名	令和2年度尼崎市一般会計補正予算(第2号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位:千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	210,053,000	47,889,000	257,942,000		
2	歳入歳出補正予算額 (単位:千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	47,558,851	総務費	46,800,000	
	県支出金	18,477	民生費	789,886	
	繰入金	311,672	衛生費	50,400	
			商工費	248,714	
	合 計	47,889,000	合 計	47,889,000	
3	補正予算の内容 国の緊急経済対策による補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大予防、困窮する市民の生活や事業者の事業継続を支援すること等に伴い補正を行う。費目別事業概要は別紙のとおり。				

費目別事業概要

総務費	46,800,000 千円
特別定額給付金関係事業費	46,800,000 千円
家計への支援を行うため、申請者に対し、一律 10 万円を支給する。（特別定額給付金の支給）	
民生費	789,886 千円
生活困窮者自立相談支援事業費	24,063 千円
離職等により住居を失うおそれがある者へ家賃相当額を支給する。（住居確保給付金の支給要件の拡大）	
障害福祉サービス確保等支援事業費	27,125 千円
休業要請を受けた通所サービス事業所等に対し、訪問によるサービス提供等に切り替える際の必要な経費を補助するなど、在宅生活を強いられる障害者等への支援体制を確保する。	
障害福祉分野テレワーク等導入支援事業費	6,600 千円
感染拡大防止の観点から、テレワーク等の実施や I C T等を活用する障害福祉サービス事業所等に対し、機器の導入等に係る経費を補助する。	
介護サービス確保支援事業費	41,485 千円
休業要請を受けた通所サービス事業所等に対し、訪問によるサービス提供等に切り替える際の必要な経費を補助する。	
介護施設等個室化改修事業費	19,560 千円
感染拡大防止の観点から、多床室の個室化改修を実施する介護施設等に対し、必要な経費を補助する。	
放課後等デイサービス支援等事業費	73,910 千円
特別支援学校等の臨時休業に伴い放課後等デイサービスの利用が追加的に生じた場合の利用者負担等を補助する。	

ファミリーサポートセンター運営事業費	300 千円
小学校の臨時休業に伴いファミリーサポートセンター事業を利用する場合の利用料相当額の減免に対して補助する。	
子育て世帯臨時特例給付金給付関係事業費	579,141 千円
子育て世帯への支援を行うため、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人あたり1万円を支給する。	
放課後児童健全育成事業所運営費補助金	17,702 千円
小学校の臨時休業に伴い午前中から児童ホームを開所する民間事業者に対して追加経費を補助する。	
衛生費	50,400 千円
感染症対策事業費	50,400 千円
感染症法に基づき新型コロナウイルス感染症患者の入院医療に要する費用を負担する。	
商工費	248,714 千円
休業要請事業者経営継続支援事業費（県随伴）	248,714 千円
兵庫県が休業要請を行った事業者等に対し、国の緊急経済対策の持続化給付金に加え、兵庫県と協調して経営継続支援金を支給する。	

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

I 概要

本市において、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防し、困窮する市民の生活や事業者の事業継続を支援する等のため、補正予算を編成する。なお、対応策のうち議会を招集する時間的余裕がなかったものについては、専決処分による補正予算編成及び予備費等による対応を行う。

II 対応の内容

1 専決処分による補正予算対応 【市単独事業】 403 百万円

(1) 緊急つなぎ資金貸付事業

売上減少に直面するテナント事業者を対象に、緊急的に店舗等の賃料に係る「つなぎ資金」の貸付を行う。

2 予備費、流用対応 約 76 百万円

- (1) 総合サポートセンター及び事業者向けの臨時総合相談窓口の設置
- (2) 帰国者・接触者外来の追加設置
- (3) 衛生研究所で使用するPCR検査機器及び検査試薬の購入
- (4) 障害者施設、介護施設、児童福祉施設、学校等への衛生用品等（マスク、消毒液、非接触型体温計等）の経費補助等
- (5) 生活困窮世帯の児童・生徒への昼食支援（クーポン券の配布、こども食堂への補助等）
- (6) 市職員のテレワーク導入 など

3 臨時会での補正予算対応 47,899 百万円

- (1) 特別定額給付金の支給（全市民への一律 10 万円の給付）
- (2) 休業要請協力企業等に対する経営継続支援金の支給（県制度の随伴補助）
- (3) 児童手当の臨時支給（児童 1 人 1 万円の加算給付）
- (4) 住居確保給付金の支給拡大（離職等により住居を失うおそれがある者への家賃相当額の給付）
- (5) 放課後等デイサービスへの支援（特別支援学校等の臨時休業に伴う同サービス追加利用に係る利用者負担への支援）
- (6) 休業要請に係る介護・障害福祉サービス確保への支援（通所から訪問へサービスを切り替える際に必要な経費への支援）
- (7) 国民健康保険制度における傷病手当金の新設 など

<令和2年4月臨時会>

種 別	予算	番 号	議案第56号	所 管	国保年金課
件 名	令和2年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	48,691,040	10,000	48,701,040		
2	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	県支出金	10,000	保険給付費	10,000	
	合 計	10,000	合 計	10,000	
3	補正予算の内容 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険の加入者に対し傷病手当金の支給をすることに伴い補正を行う。				

<令和2年4月臨時会>

種 別	条例	番 号	議案第57号	所 管	国保年金管理担当
件 名	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>国の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国から特例的な財政支援が行われることとなった。これを受け、本市において当該傷病手当金を支給するための規定を追加するもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>次に掲げる内容により傷病手当金を支給する。</p> <p>(1) 対象者</p> <p>本市の国民健康保険の被保険者のうち被用者であり、かつ、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者</p> <p>(2) 支給対象となる日</p> <p>労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日</p> <p>(3) 支給額</p> <p>直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×日数</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p> <p>なお、傷病手当金の支給は、支給対象となる日の初日が、令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にあるものについて適用する。</p>					

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現 行
<p>付 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金)</u></p> <p>8 <u>給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。)</u>の支払を受けている被保険者が<u>新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)</u>に係る療養(発熱その他の症状が発現しているため<u>新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合における保養を含む。以下同じ。)</u>のため<u>労務に服することができないときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、その労務に服することができない期間の範囲内において、労務に服することを予定していた日について傷病手当金を支給する。</u></p> <p>9 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を当該期間における就労日数として市長が別に定める日数で除して得た額(当該額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)の3分の2に相当する額(当該額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げる。以下「3分の2相当額」という。)とする。ただし、3分の2相当額が、健康保険法第40条第1項の表に掲げる標準報酬月額等級の最高の等級区分に係る標準報酬月額の30分の1に相</u></p>	<p>付 則</p>

当する額（当該額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）の3分の2に相当する額（当該額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げる。以下「上限日額」という。）を超えるときは、上限日額とする。

10 新型コロナウイルス感染症に係る療養のため労務に服することができない場合において給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、給与等の支払を受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その支払を受けることができる給与等の日額が前項の規定により算定される額（以下「基準額」という。）より少ないときは、1日につきその差額に相当する額の傷病手当金を支給する。

11 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者がその支払を受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき支払を受けることができなかつたときは、その全部の支払を受けることができなかつたときは1日につき基準額の傷病手当金を、その一部の支払を受けることができなかつた場合においてその支払を受けた給与等の日額が基準額より少ないときは1日につきその差額に相当する額の傷病手当金を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部の支給を受けたときは、その支給を受けた額をこの項の規定により支給する額から控除する。

12 前項の規定により市が支給した傷病手当金に相当する額は、当該傷病手当金に係る給与等を支払うべき事業主（被保険者を使用し、又は使用していた事業所の事業主をいう。以下同じ。）から徴収する。

13 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないもの

<p><u>とする。</u></p> <p><u>14 市長は、傷病手当金の支給等について必要があると認めるときは、事業主その他の者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>15 付則第8項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合に限り適用する。</u></p> <p><u>16 付則第8項から前項までに規定するもののほか、傷病手当金の支給等について必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p><u>17～23 略</u></p>	<p><u>8～14 略</u></p>
--	----------------------

<令和2年4月臨時会>

種 別	条例	番 号	議案第58号	所 管	後期高齢者医療制度担当
件 名	尼崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>国の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国から特例的な財政支援が行われることとなった。これを受け、兵庫県後期高齢者医療広域連合において、当該傷病手当金を支給するための条例改正等が実施されたことから、本市がその申請を受付するための規定を追加するもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本市が行う事務の中に、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金の支給に係る申請を受付するための規定を追加する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

尼崎市後期高齢者医療に関する条例

改正後	現 行
<p>(本市が行う事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(2) 広域連合条例第18条の規定による保険料の額の通知に係る書類の引渡し</p> <p>(7) 広域連合条例第21条の規定による申告の受付</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第5条第1項の規定による傷病手当金の支給の申請の受付</u></p> <p><u>(9)</u> 略</p>	<p>(本市が行う事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(2) 広域連合条例第18条の規定による保険料の額に係る通知書の引渡し</p> <p>(7) 広域連合条例第21条本文の規定による申告の受付</p> <p><u>(8)</u> 略</p>